

令和5年2月25日(土) 新小岩北地区センターホール

# 本日の内容

## 開会

- 1.これまでの取り組み
- 2.防災街づくり計画について
- 3.まちづくり協議会 会則の確認
- 4.第1回アンケート調査結果について
- 5.今後のまちづくりの進め方について
- 6.第2回アンケート(案)について
- 7. 質疑応答・意見交換

# 1. これまでの取り組み

平成26年~	西新小岩五丁目町会から防災街づくりの取組への要請			
	火災が数件発生(うち死傷者が3名)			
平成30年	総合危険度・火災危険度のランク5に位置付け(第8回)			
令和元年	現況調査の実施			
令和3年6月~7月	防災まちづくり検討会の開催(計2回)			
令和3年8月	まちづくりニュース発行			
   令和3年10月6日	西新小岩五丁目町会から防災まちづくり構想の提案			
令和4年4月16日				
令和4年9月	総合危険度・火災危険度のランク5に位置付け(第9回)			
令和4年11月	防災まちづくりアンケート調査の実施			
令和5年2月25日	第1回まちづくり推進協議会			

#### 西新小岩五丁目地区防災まちづくり構想

## まちの将来像 → 災害に強く 安心して 住み続けられるまち

#### まちづくりの目標

#### 目標実現に向けたまちづくりの取組み



#### ○緊急車両が円滑に通行できる骨格のみちづくり

- ▶ 消防活動困難区域を解消するなど、地区の骨格となる道路幅員 6 m以上の 防災生活道路を整備します。(「防災生活道路の整備により期待される効果」参照) ……
- ▶ 防災活動拠点(モンチッチ公園)に連携する道路ネットワークを整備します。
- ▶ 歩行者の安全性等に配慮して、「堤防道路」の相互通行化を検討します。

#### ○防災性の高いまちづくり

- ▶ 建物の不燃化や建替えを進めて災害に強いまちなみを形成します。
- ➢ 狭隘な道路や行き止まり道路などを解消してまちの防災性を向上します。
- ▶ 震災時の倒壊や死角等による防犯上の懸念を解消するため、高い塀から フェンスや生垣へ改修するなど、建替え時のルールを定めます。

#### 防災生活道路の整備により期待される効果 ■本地区の現状の課題 ■道路幅員6m以上の防災生活道路の整備効果 令和元年度に区が実施した調査によると、本地区内には車同士 緊急車両の活動スペース(例えば、消防車による消火活動ス のすれ違いが難しい4m未満の細街路が多く、消防活動困難区 ペース(ホースの設置・取り回しなど))が確保できます。 域も発生しています。 救護活動 【幅員4m未満の 道路】 当防自動車の出入りができる \* 1 \* 幅員 6 m以上の道路からホー 充分な活動スペースが取りづらい スが到達する距離140m以 上離れた区域を指します。 【極員 6 m以上の 道路】 本地区の防災生活道路 幅 6 m以上の \* | | | | 消防活動 ↔ 広幅員道路 の整備ルートの考え方 困難区域 は裏面(2/2)をご参照く 140m 西部小岩三丁目 活動スペースが確保できる ださい。 西京市会市工品 図 消防活動困難区域イメージ .00 00



## 令和3年10月6日 西新小岩五丁目町会から防災まちづくり構想の提案







防災まちづくり構想の提案

防災まちづくり計画(案)説明会 (令和4年4月16日)

# 2.防災街づくり計画について

平成26年~	西新小岩五丁目町会から防災街づくりの取組への要請		
	火災が数件発生(うち死傷者が3名)		
平成30年	総合危険度・火災危険度のランク5に位置付け(第8回)		
令和元年	現況調査の実施		
令和3年6月~7月	防災まちづくり検討会の開催(計2回)		
令和3年10月6日	西新小岩五丁目町会から防災まちづくり構想の提案		
令和4年4月16日	防災街づくり計画(案)説明会		
一一一一一一一一 令和4年4月			
令和4年9月	総合危険度・火災危険度のランク5に位置付け(第9回)		
令和4年11月	防災まちづくりアンケート調査の実施		
令和5年2月25日	第1回まちづくり推進協議会		

## 西新小岩五丁目地区防災街づくり計画

令和4年4月

#### [計画の目的]

令和3年10月6日、自治町会から「西新小岩五丁目地区防災まちづくり構想」が提案されました。

区では、提案された地区の将来像「災害に強く安心して住み続けられるまち」の実現に向け、事業手法やスケジュールなどを示した「西新小岩五丁目地区防災街づくり計画」を策定しました。

本計画に基づき、地域にお住いの方や土地・建物等の権利者の皆様のご理解とご協力を得ながら、防災街づくりを推進します。

#### [防災街づくりの目標]

地区の骨格となる防災生活道路の拡幅整備や建物の不燃化建替えの促進により、消防活動困難区域を解消するとともに、不燃領域率※を46%から70%に改善し、燃え広がらない・燃えないまちを目指します。

※不燃領域率とは、市街地の燃えにくさを示す指標です。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出します。70%を超えると延焼による焼失率は、ほぼゼロとなります。







#### 地区の骨格となる防災生活道路の拡幅整備



幅員6m以上の防災生活道路A路線及び B路線の整備



事業

#### 密集事業

(道路新設や道路拡幅により、消防車などの緊急車両が通れる幅員6メートル以上の道路を整備するほか、公園などのオープンスペースを確保し、防災性向上と居住環境の整備を総合的に行うことで、災害に強いまちづくりを進める事業です。)



- 消防活動困難区域の解消、消防活動の円滑化
- □ 震災時の避難路の確保
- □ モンチッチ公園(防災活動拠点)へのアクセス向上



#### 建物の不燃化の促進



西新小岩五丁目地区にお住い の方や土地・建物等の権利者 の皆様との協働による建替え のルールづくり



事業

#### 防災街区整備地区計画

(地区計画は、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区が連携しながら、地区の目指すべき将来像の実現に向け、道路や建替えルールなどを都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法です。 防災街区整備地区計画では、木造住宅密集地域における避難路の確保や火災・地震による延焼被害の軽減を図るため、道路の拡幅の範囲や建替えルールを定めます。)



- □ 不燃領域率の向上
- □ 火災による建物延焼・焼失の防止





#### 地区の骨格となる防災生活道路の拡幅整備(防災生活道路の現状について)

#### 防災生活道路A路線



■幅員が狭まる(5.5m→4m程度)



道路の福員5m以上6m未満



#### 防災生活道路B路線











「この機能は、東京等等等の開発を乗けて、東京等場で2,500分の1 地域を を開発して自成したものである。(東京番号)3事事態交響第8,2号。

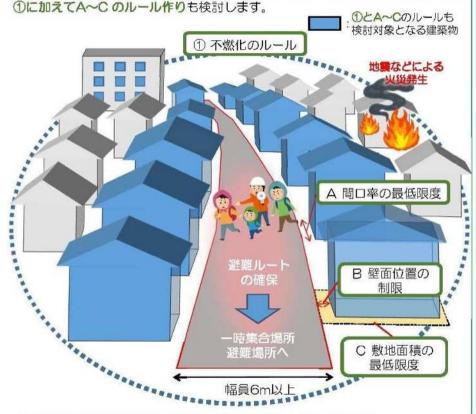
#### 方針 2

#### 建物の不燃化の促進 (防災街区整備地区計画の検討)

#### ▶不燃化建替えのイメージ(防災街区整備地区計画)

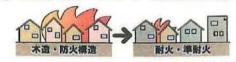
地区全体で、①不燃化のルール作りに取り組みます。

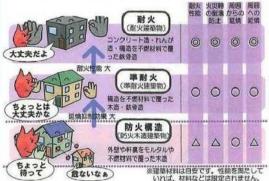
また、重要な避難ルートとなる防災生活道路A路線・B路線の沿道については、



<地区全体での取組>

①不燃化のルール作り (耐火性の高い建物へ)





現状は、燃えやすい木 造住宅が地区全体の6割 を占めています。

不燃化建替えのルール を作ることにより、火災 による建物の延焼や焼失 を抑制、防止します。

#### <防災生活道路の沿道での取組>

- ②防災生活道路A路線・B路線について、特定地区防災施設の 指定をすることにより、沿道の建築物に対して、下記A~C のルールの適用も検討します。
  - A 間口率の最低限度 …建物間の隙間を少なくします。
  - B 壁面位置の制限 …道路と建物との間に空地を確保します。
  - C 敷地面積の最低限度 …土地の細分化を防ぎます。
- ※建替え支援や補助制度についても検討します。

▶防災街区整備地区計画検討の進め方(予定)

令和7年度以降 令和4年度 令和5年度 令和6年度 街づくりニュースの発行 計画の原案 都市計画審議会 都市計画 X の建 の作成 に付議 決定 適特用え 協議会設置 計画の素案 計画の原案 案の の検討 街づくり協議会 をまとめる の説明会 公示·縱覧 ル アンケート調査に 等による検討の 地域の よるご意見の募集 ル 実施 皆様

方針	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度~
建物の不燃化の促進(防災街区整備地区計画)	・第1回アンケート調査・第1回まちづくり推進協議会・まちづくりニュース発行	・アンケート調査(3回程度)・まちづくり推進協議会(3回程度)・まちづくりニュース発行(3回程度)・計画(素案)の作成	・計画(素案)説明会・計画(原案)説明会・計画(原案・案)の公告、縦覧・計画(原案・案)の公告、縦覧・都市計画審議会	・建替えルールの適用
防災生活道路の拡幅整備(密集事業)	・現況測量・拡幅路線の検討	・説明会、面談会・開地測量	<ul><li>・用地説明会</li><li>・用地説明会</li><li>・理物調査など</li><li>・契約、補償金のお支払い</li></ul>	工事

# 3.まちづくり推進協議会 会則の確認

## 【西新小岩五丁目地区まちづくり推進協議会 会則(案)】

## (名称)

第1条 本会は、西新小岩五丁目地区まちづくり推進協議会(以 下「協議会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、葛飾区が令和4年4月に策定した「西新小岩 五丁目地区防災街づくり計画(以下、「計画」という。)」 の実現に向け、地区内の土地・建物等の権利者、自治町会 (以下、「関係権利者等」という。)と葛飾区との協働によ る防災まちづくりを推進するものとする。

## (対象区域)

第3条 協議会の対象区域は西新小岩五丁目とする。

### (役員)

- 第4条 役員は会長1名、副会長2名、理事1名とする。
  - 2 会長には西新小岩五丁目町会長を以て充て、副会長には西 新小岩五丁目町会副会長を以って充て、理事には西新小岩五 丁目町会相談役を以って充てる。
  - 3 会長に事故あるときは、副会長が代行する。

## (事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、葛飾区都市整備部都市計画 課(街づくり推進担当課)に事務局を設置するものとする。

### (活動内容)

- 第6条 協議会は、第2条の目的を達成するために、以下の事項に 関する検討及び情報共有を図るものとする。
  - (1)建物の不燃化の促進に関すること。
  - (2)地区の骨格となる防災生活道路の拡幅整備に関すること。
  - (3) その他の取組に関すること。

#### (役員会)

- 第7条 役員会は、会長、副会長、理事及び事務局で構成する。
  - 2 役員会は、協議会の内容を調整する場とし、必要に応じて開催するものとする。

## (協議会の開催等)

- 第8条 協議会は、会長と事務局が協議のうえ、必要に応じて開催 する。
  - 2 開催案内については、より多くの参加を促すため、開催毎に関係権利者等に開催案内を郵送するとともに、自治町会の掲示板に掲示するものとする。

### (その他)

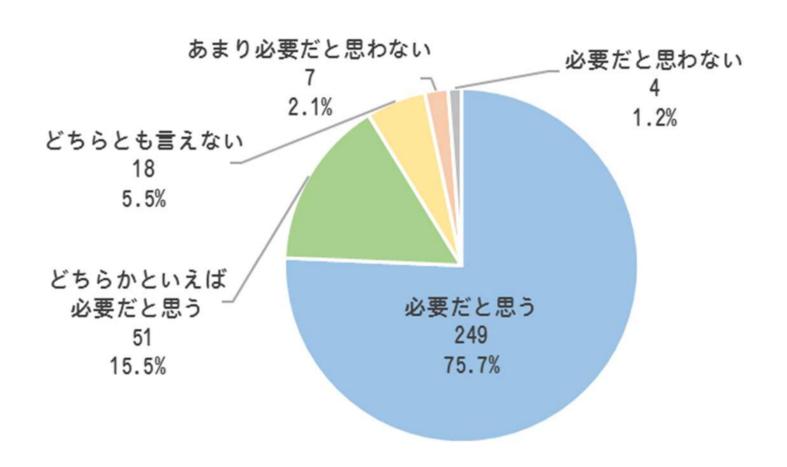
- 第9条 この会則は協議会の承認を得て改正することができる。
  - 2 協議会は、活動目的が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなったとき、協議会を開催したうえで、解散できる。

# 4.第1回アンケート調査結果について

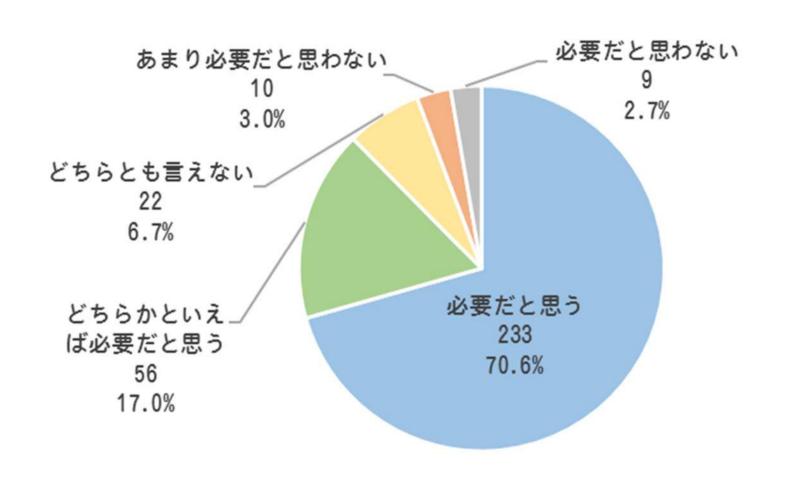
# アンケートにご協力いただき有難うございました。

対 象	西新小岩五丁目に土地・建物を所有する方
実施期間	令和4年11月28日~令和4年12月31日
実施方法	登記簿を基に郵送配布、郵送回収 (一部オンライン回収)
回 収	338件(338/1,263=回収率26.8%) ※12月31日到着分まで

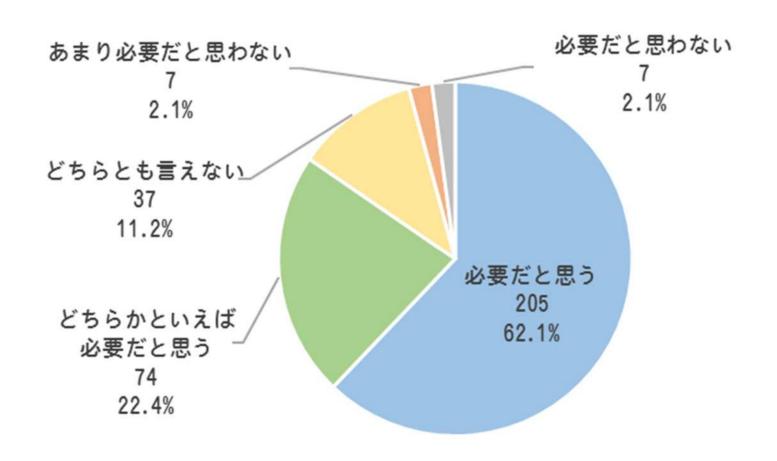
## 問1 防災街づくりの目標について



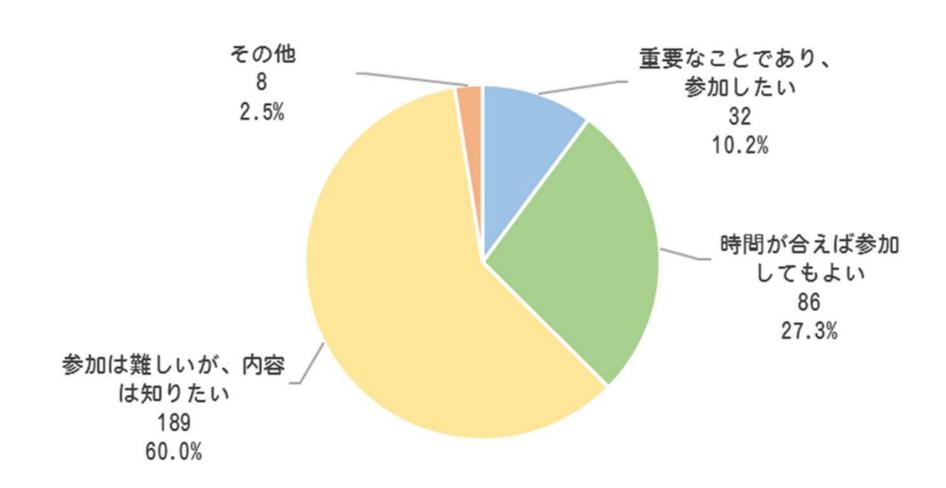
# 問2 地区の骨格となる防災生活道路の拡幅整備(防災街づくり計画方針1)について



# 問3 建物の不燃化の促進(防災街づくり計画方針2)について



## 問4 まちづくり推進協議会への参加について



## 自由意見欄について

ご近所の方が倒れて救急車を呼んだ際も、 道路が狭すぎて、家の前まで入ってこられ ずとても困りました。命に関わる事になる ので、早急に道路拡張を進めて欲しいです。

道路を拡張するにしても家を不燃化するにしても、予算はどうするのか。結局住んでいられなくて家を手離す人も出ると思います。戸建ての人が割を食う方針だと思います。

土地確保や、様々な意見の取りまとめで相 当難航すると思いますが、少しでも早く取 り掛かって欲しいです。

A路線は現在でも消防車は通行していることから拡幅は必要ないのではないか。

防災道路については、見通しを確保しつつも、抜け道にならず、交通量の増えないような道路にしてほしい。車通りの少ないこの地域を気に入っているので。

たくさんのご意見、有難う御座いました。

## 5.今後のまちづくりの進め方について

防災街区整備地区計画 (不燃化建て替えのルールづくりなどの検討)

## 四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画

# の手引き [土地・建物に関する大切なお知らせです]

平成27年3月

発行:葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 密集地域整備担当

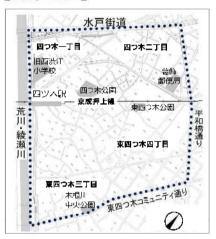
日頃より、まちづくり行政にご理解、ご協力 いただき、ありがとうございます。

東四つ木三・四丁目及び四つ木一・二丁目は、 狭い道路が多く、老朽化した木造建築物が密集 しているなど、防災面での誤題を抱えています。 このため、区では、安全な避難路の確保を目 的とした主要生活道路などを整備する密集事業を進めております。

こうした密集事業と併せて、災害に強く、安 心して生活できる街づくりを目指して、建築物 の不燃化などを図ることを目的とした「四ツ木 駅周辺地区防災街区整備地区計画」を策定しま した。

この地区計画は、東四つ木二・四丁目では、 平成24年8月1日に、四つ木一・二丁目では、 平成27年3月10日に都市計画決定され、地区 内で建替えや新築を行う際には「四ツ木駅点辺 地区防災街区整備地区計画」で定めたルールが 適用されます。この手引きはその内容について ご案内するものです。

#### 【対象地区】



・・・・・ 四ツ木駅周辺地区防災街区 ・・・・・ 整備地区計画の区域

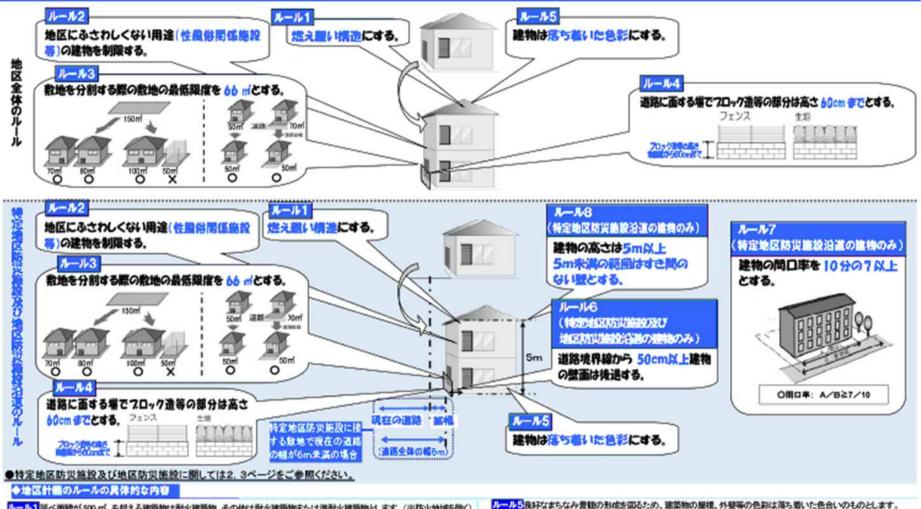
問い合わせ先

#### 葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 密集地域整備担当

葛飾区役所 3階 窓口番号303番 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

Tel 03-5654-8599 Fax 03-3697-1660

#### 2. 建築物を建てるときのルール



ルール1 延べ面積が500 ㎡ を超える建築物は耐火建築物、その他は耐火建築物または準耐火建築物とします。(※防火地域を除ぐ)

ルール2 住宅と工場等が共存・国和する良好な住宅市街地及び商業環境を保全するため、以下の建築物を布頭します。 ソープランド、テレオンクラブ等の店舗を性鬼俗関連の用途の建築物。

ルール3 土地の組分化を防止し、良好な市後地環境の維持・形成を図るため、建築物の動地面積の最低限度を 66 m²とします。 (※たたし、現在60mi未満の敷地や、道路拡幅等の公共事業により60ml未満になってしまう敷地については適用外)

ルール4的学性の向上と良好な衝並みの形成を図るため、

- 道路や公園・広場:面して設ける垣または柵は、生垣、フェンス、鉄柵等とします。
- ② 倒壊の危険性があるブロック造などに関するものは、高さを 60cm以下とします。

- ルール€特定地区防災施設及び地区防災施設公いの建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界までの距離を 0.5m 以上とします。
- ルール7時空油区防災施別に接する職無の建築物の防災生活道数に面する部分の長さの軌地の防災生活道路に接する部分の 長さに対する割合(これを「間口率」という)の最低限度は10分の7とします。
- ルール8 ① 特定地区防災施設に接する動地の建築物の高さは5m以上とします。
  - ② 敷地が特定地区防災施助に接する建築物は、高さ5m未満の範囲をすき間のない壁とします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度
まちづくり推進協議会①	まちづくり推進協議会④アンケート③まちづくり推進協議会③アンケート③	原案説明会素案説明会

※協議会開催後は二ユースを発行し、結果をお知らせいたします。

## 【今後のアンケート内容予定】

### アンケート2

建築物の構造に関する防火上必要な制限、敷地面積の最低限度

## アンケート3

良好な環境形成のための建物用途の制限、

ブロック塀禁止等について

## アンケート④ (防災生活道路沿道及び周辺の方が対象)

特定建築物地区整備計画

間口率の最低限度、高さの最低限度

壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限

# 6.第2回アンケート(案)について

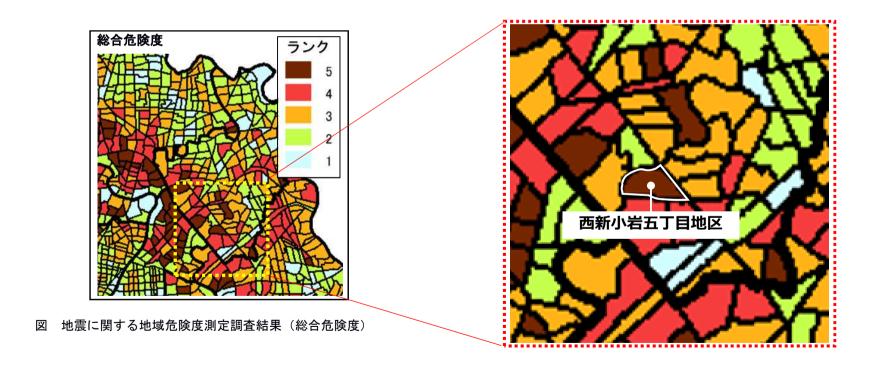
## 問1 建築物の構造に関する防火上必要な制限について(案)

今後建替えを行う際に<u>『建築物の構造に関する防火上必要</u> な制限』を設けることについて、どのようにお考えですか?

- ・選択肢① … ルールの導入に賛成
- ・選択肢② … ルールの導入に反対
- ・選択肢③ … その他

## (1) 地域危険度測定調査結果

・東京都「第9回地震に関する地域危険度測定調査(令和4年9月)」 において、西新小岩五丁目は総合危険度が最も危険性の高いランク5 で、<u>都内5,192町丁目中48番目に危険度が高い地域</u>となってい ます。



#### 《第9回地震に関する地域危険度測定調査(令和4年9月)》

建物倒壊危険度	都内順位	168位
建初阅绿旭陜及	ランク	4
火災危険度	都内順位	4 5位
	ランク	5
総合危険度	都内順位	48位
松口凡灰皮	ランク	5

危険性が低い			危険性が高い		
<del>ランク</del>	2	3	4 4	5 5	
<b>2,344</b> 町丁目 45.2%	1,653 町丁目 31.8%	<b>822</b> 町丁目 15.8%	288 町丁目 5.6%	85 町丁目 1.6%	

#### ◆出火の危険性

火気器具等の保有率や世帯数が多い地域では出火の危険性が高く、また、地盤が揺れ やすい地域ではさらに危険性が高くなりま す。

出典:東京都HP



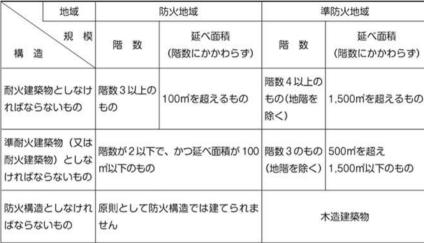
#### ◆延焼の危険性

延焼を遮断する広幅員道路や公園等の空地が少なく、耐火性が低い木造建物などが密集している地域では、延焼の危険性が高くなります。また、周辺にも同様の特徴を有する地域があり、延焼を遮断する道路等が形成されていない場合は、もらい火による延焼の危険性が高まるため、さらに危険性が高くなります。

## (2) 地区の建物の現状

#### 《防火地域と準防火地域の指定範囲》

#### 防火地域及び準防火地域の構造制限の概要



西新小岩五丁目

防火地域

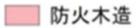
準防火地域

「この地図は、東京都都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)4都市基交測第98号

## 建築構造別現況図

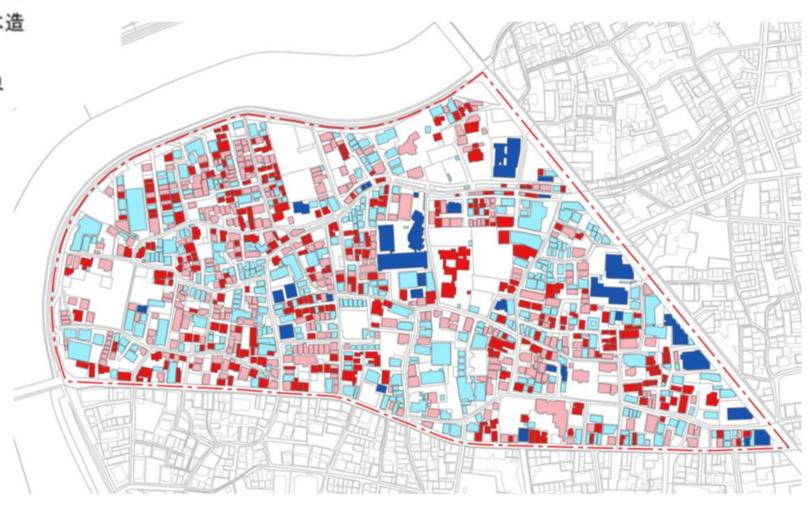




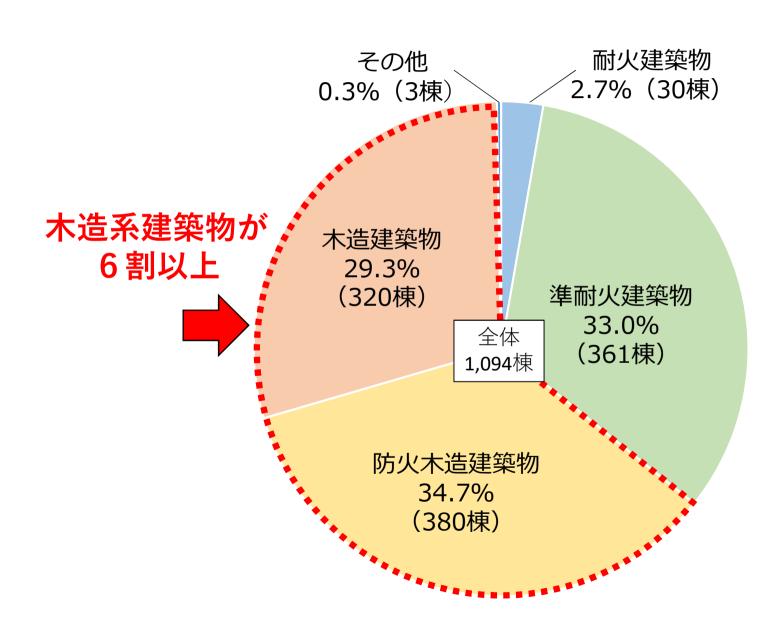




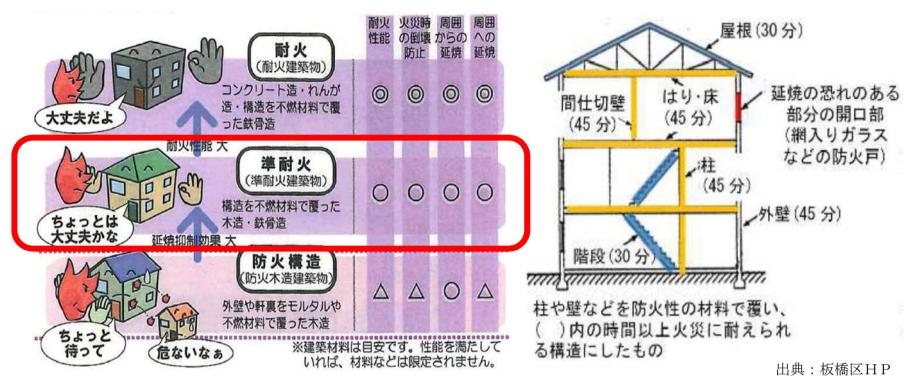




### 《建物構造の割合(令和元年登記簿謄本上)》



例) 木造の準耐火建築物



# 準耐火建築物を増やすためには?

#### 《準防火地域での構造規制について》

#### 火を受けても燃えないようにする構造から燃え広がらないような構造へ

#### 準防火地域(現在)

4階以上

3階

2階

1階

耐火建築物

準耐火建築物 1.500㎡以下

防火造 建築物 500㎡ 以下

#### 「建築物の構造に関する防火上の制限」を定めた場合



※準耐火建築物にすると、建ぺい率が10%緩和されます。



2階まで 延べ面積500㎡まで

防火造建築物



3階以上または 延べ面積500㎡超 10 III 10 10 <sub>10</sub> 50

4階以上または 延べ面積1500㎡超

準耐火建築物

耐火建築物



準防火地域 (現在)

「建築物の構造に関する防火上の制限」 を定めた場合



3階まで 延べ面積500㎡まで



4階以上または 延べ面積500㎡超

#### 準耐火建築物

## 耐火建築物

#### 【制限の内容】

対象区域において建築する際には、原則として全ての建築物は準耐火建築物または耐火建築物としなくてはならず、そのうち延べ面積が500㎡を超えるものは必ず耐火建築物としなくてはなりません。 ※一定の技術的基準に適合するものは除く。

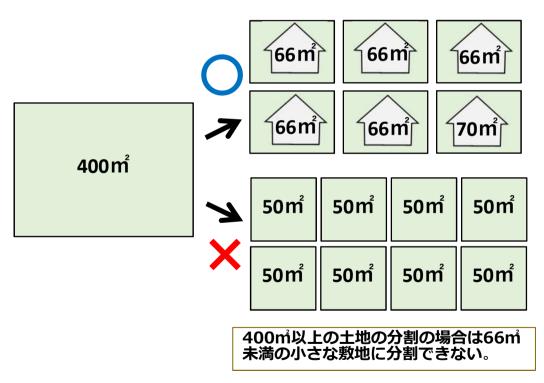
## 問2 敷地面積の最低限度について(案)

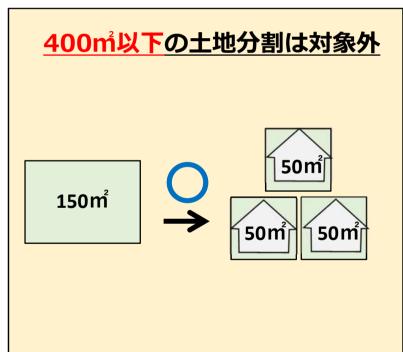
地区の更なる密集化を防ぐため、新たに敷地を分割する際、 建築物の敷地面積の最低限度を指定することについて検討し ています。そこで、<u>敷地面積の最低限度を66㎡とすることを</u> 検討しています。これについていかがお考えですか?

- ・選択肢1 … 賛成
- ・選択肢 2 … 反対
- ・選択肢3 … その他

## 宅地開発指導要綱について

葛飾区では無秩序な開発を防止し、安全で住みよい街づく りを進めるため、敷地面積を確保するルールがあります。





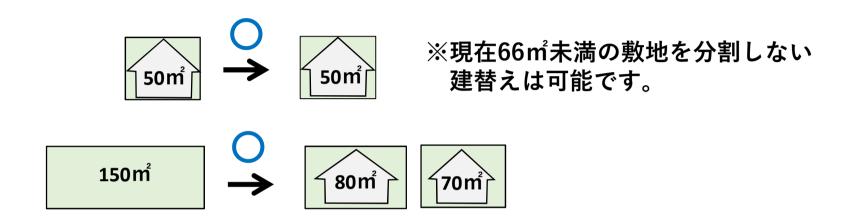
- ○宅地開発指導要綱 = 66㎡
- ○区内他地区の地区計画で定められている最低敷地面積 = 66㎡ (四ツ木駅周辺地区、堀切二丁目周辺及び四丁目地区、東立石四丁目地区)
- ◎西新小岩五丁目地区内 新築戸建ての敷地面積平均(直近5年間) = 66.18㎡建築確認申請データより



最低敷地面積は66㎡

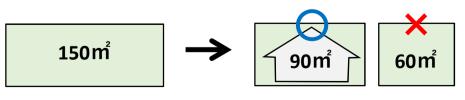
## 【敷地面積の最低限度の規制の対象とならない場合】

《 ルールを定める前から66㎡未満の敷地 》



## 【敷地面積の最低限度の規制の対象となる場合】

《 面積150㎡の敷地の場合 》



※66㎡未満に敷地を分割して建物を 建てることができません。

# 7.質疑応答・意見交換

## ご参加いただきありがとうございました



#### 街づくりに関するご意見・お問い合わせ先

葛飾区 都市整備部 都市計画課 地域街づくり担当係 〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

担当: 大谷 萩谷 電話: 03-5654-8332

